

函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第18号

函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年函館市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「小学校就学」を「中学校就学」に、「看護」を「看護等」に、「または疾病」を「，疾病」に、「を行う」を「もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。